

院外処方箋における一般名処方の導入について

<2019年2月1日より開始いたします>

当院では、医薬分業の推進を図るため、外来患者さんは、原則として『院外処方箋』対応とし、かかりつけ薬局（保険薬局）で、お薬を受け取っていただいております。

この度、患者さん自身が 先発医薬品 や ジェネリック医薬品 を選べるように、当院で発行する院外処方箋の一部の薬剤において、一般名処方を開始することとなりました。

院外薬局の薬剤師と相談し、同一成分の医薬品の中からご希望の医薬品を選択いただきますようお願い致します。

一般名処方とは？

お薬の一般名（有効成分名）を処方せんに記載する方法です。

処方せんには 【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」で記載されます。

※処方せんに【般】と入っているものは一般名処方の表記になります。この場合は患者様ご自身が保険薬局で先発医薬品または後発医薬品を選択することができます。